**--------------------------**

**規則**

**--------------------------**

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年10月20日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第63号**

**高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則**

高知県肥料取締法施行細則（昭和25年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則**

第１条中「肥料取締法（」を「肥料の品質の確保等に関する法律（」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「に定める」を「並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第５号）に定める」に改める。

第２条中「若しくは同条第２項」を「又は同条第３項」に、「又は法第16条の２第１項若しくは」を「及び法第16条の２第１項又は」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第４条第２項中「及び輸入業者」を「又は輸入業者」に改め、同条第３項中「及び販売業者」を「又は販売業者」に改める。

**附**　**則**

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

規　則

◎高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則